

77

# 見解書

東京都江戸川清掃工場建設事業 —

平成3年2月

東京都

## 1 総 括

### 1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

### 1.2 対象事業の名称

東京都江戸川清掃工場建設事業

〔事業の種類：廃棄物処理施設の設置〕

### 1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建替	所 在 地	東京都江戸川区江戸川二丁目10番地
	敷 地 面 積	約 28,000 m <sup>2</sup>
	工事着工年月	平成4年2月（予定）
	稼働開始年月	平成8年2月（予定）
	処理能力	可燃ごみ 600トン／日 (焼却炉 300トン／日・炉×2基)
	工 場 栄	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約26m (一部約28m)
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ150m
駐 車 場	見学者用車両等	

### 1.4 意見及び事業者の見解の概略

評価書案について、都民から意見書の提出はなく、関係区市町村長として、江戸川区長から意見が提出された。また、公聴会においては公述人1人から意見が述べられた。この主な意見の要旨と、それに対する事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主な意見	見解の概略
<p>NO<sub>x</sub>とダイオキシンは、これから新工場に対しての一番注意を払っておいていただきたいことです。ダイオキシンや塩化水素はとり過ぎると害が出る、知らないうちにそれを吸わされることは困る。新工場の排出基準値を示しているが、ダイオキシンはない。</p> <p>また、基準値を示しているが、本当にそのように工場が稼働しているかを、住民にわかるようにしてほしい。</p>	<p>江戸川清掃工場は、法令の規制値よりさらに厳しい排出ガスの自己規制値として、窒素酸化物は70ppm、ばいじんは0.02g/Nm<sup>3</sup>、塩化水素は15ppm、いおう酸化物は20ppm、水銀は0.05mg/Nm<sup>3</sup>を設定し、これらを遵守します。</p> <p>また、ダイオキシンについても、平成2年12月に発表された厚生省の「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を踏まえた対策を講じます。</p> <p>東京都の清掃工場の排出ガス濃度については、定期的に測定を行い、毎年公表しています。江戸川清掃工場においても同様に考えています。</p> <p>排出ガス中の窒素酸化物・塩化水素及びいおう酸化物の排出濃度は、表示盤を設置して表示します。</p>
<p>NO<sub>x</sub>について、東京都の清掃車はジーゼルであるので、是非ジーゼル車の改善に留意すること。ガソリン車は触媒装置をつけているが、ジーゼル車にはついていない。ジーゼル車にも触媒装置をつける等の考え方を持ってほしい。</p>	<p>ジーゼル車用の触媒装置については、現在各方面で研究が進められていますが、現時点では、いずれの装置も実験段階に止まり、実用化にはいたっていません。</p> <p>なお、清掃車には、直噴式より窒素酸化物の排出量の少ない副室式ジーゼルエンジン車を可能な限り採用するように努めています。</p>

主　な　意　見	見　解　の　概　略
<p>新工場は、できるだけ遠いほうがいい。煙突の位置は、江戸川沿いの近くに建設すること、及び煙突の高さを現在の工場のものより高くするよう要望してきており、これは聞いてもらっている。</p> <p>出入口については、できるだけ民家及び住民の出入口から遠いところとすること。</p>	<p>周辺への影響が少なくなるように、工場の配置を検討し、工場棟や煙突の位置を、瑞江駅西通り及び江戸川沿いに配置しました。</p> <p>煙突の高さは、既存工場の55mから150mにします。</p> <p>既存工場では、出入口は瑞江駅西通りの1ヶ所でしたが、混雑緩和を図るため、瑞江駅西通り及び、堤防道路に出入口を設けました。</p> <p>現計画の瑞江駅西通りの出口の位置については、出口での安全確保、工場内での人と車両の動線等を考慮し、南側に寄せるように検討します。</p>
<p>工場沿いの東側の狭い道路は、広くできるところは拡幅すること。</p>	<p>工場沿いの東側の狭い道路は、江戸川区と協議し、広くできるように努めます。</p>

## 2 対象事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

東京都は、昭和61年12月に発表した東京都第二次長期計画において、区部の可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を将来にわたって安定的に確保できるよう、清掃工場の新設、建替えの推進を図ることとしている。この施策の一環として、江戸川清掃工場の建替計画があり、老朽化し、工場機能が低下している同工場の機能の回復を図ることが事業の目的である。

第二次長期計画に基づく10か年事業計画は表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1 第二次長期計画に基づく10か年事業計画

事業名	事業目標	昭和60年度末現況	昭和61～平成7年度計画
清掃工場の建設	可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を将来にわたって安定的に確保するため、清掃工場の新設及び建替えを推進する。	●13工場稼働中 ●大田、目黒、北工場調査中	●新設 2工場（大田、目黒） ●建替 5工場 3工場（北、練馬、江戸川）完成 2工場（千歳、多摩川）着手 ●調査 2工場

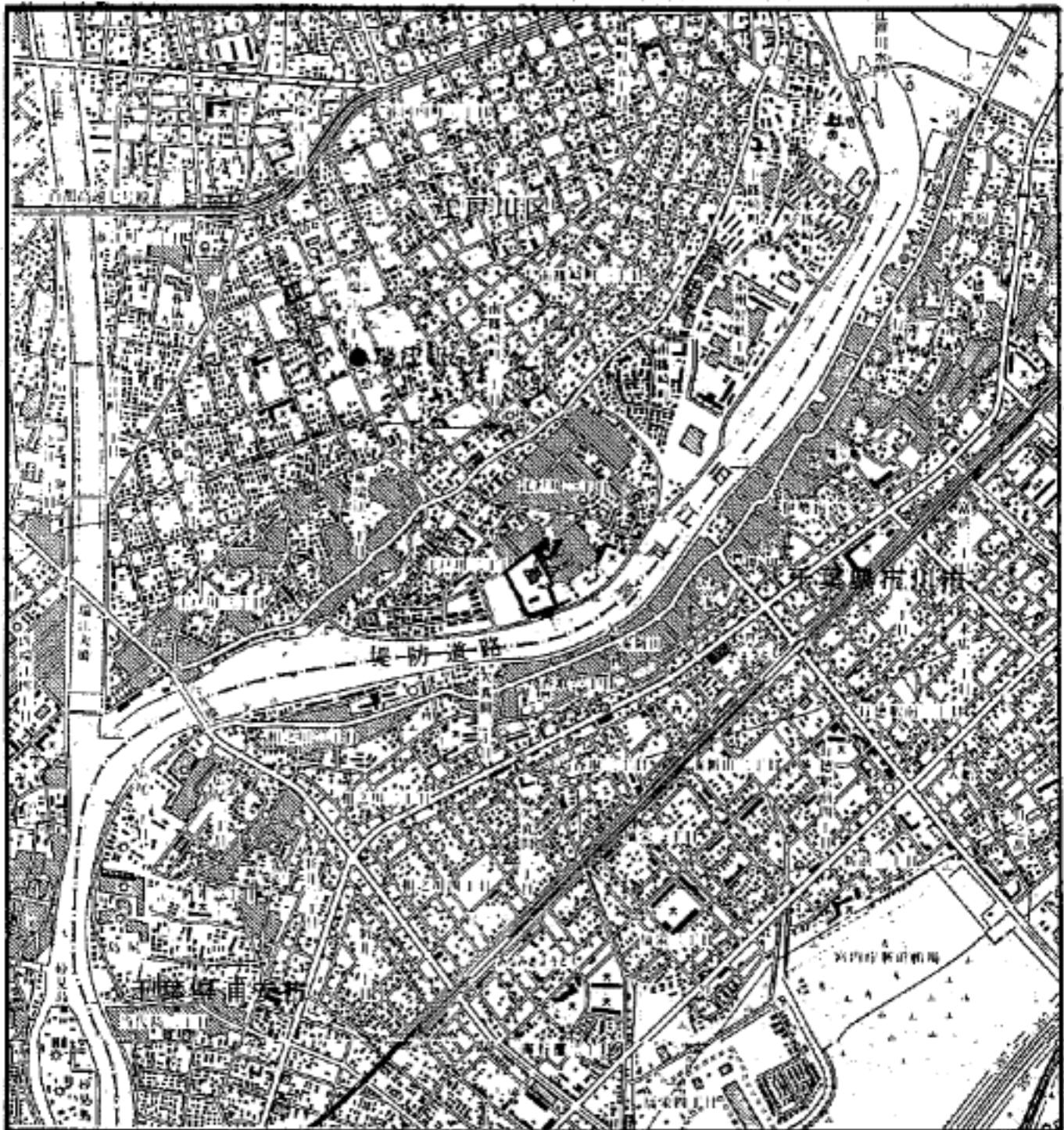
### 2.2 事業の内容

#### 2.2.1 位置及び区域

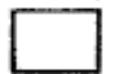
対象事業の位置は、図2.2-1に示すとおり、東京都江戸川区江戸川二丁目にあり、都営地下鉄新宿線瑞江駅の南約1.2kmの地点で、瑞江駅西通りの東側、都道450号・新荒川葛西堤防線（通称「堤防道路」以下堤防道路という。）をはさみ旧江戸川に面した所にある。対象事業の区域は図2.2-2に示すとおりであり、その所在地は次のとおりである。

所在地： 東京都江戸川区江戸川二丁目10番地

なお、本事業では、清掃工場の建替えに伴い事業区域を変更する。既存の江戸川清掃工場の区域は図2.2-2に示すとおりである。



凡例

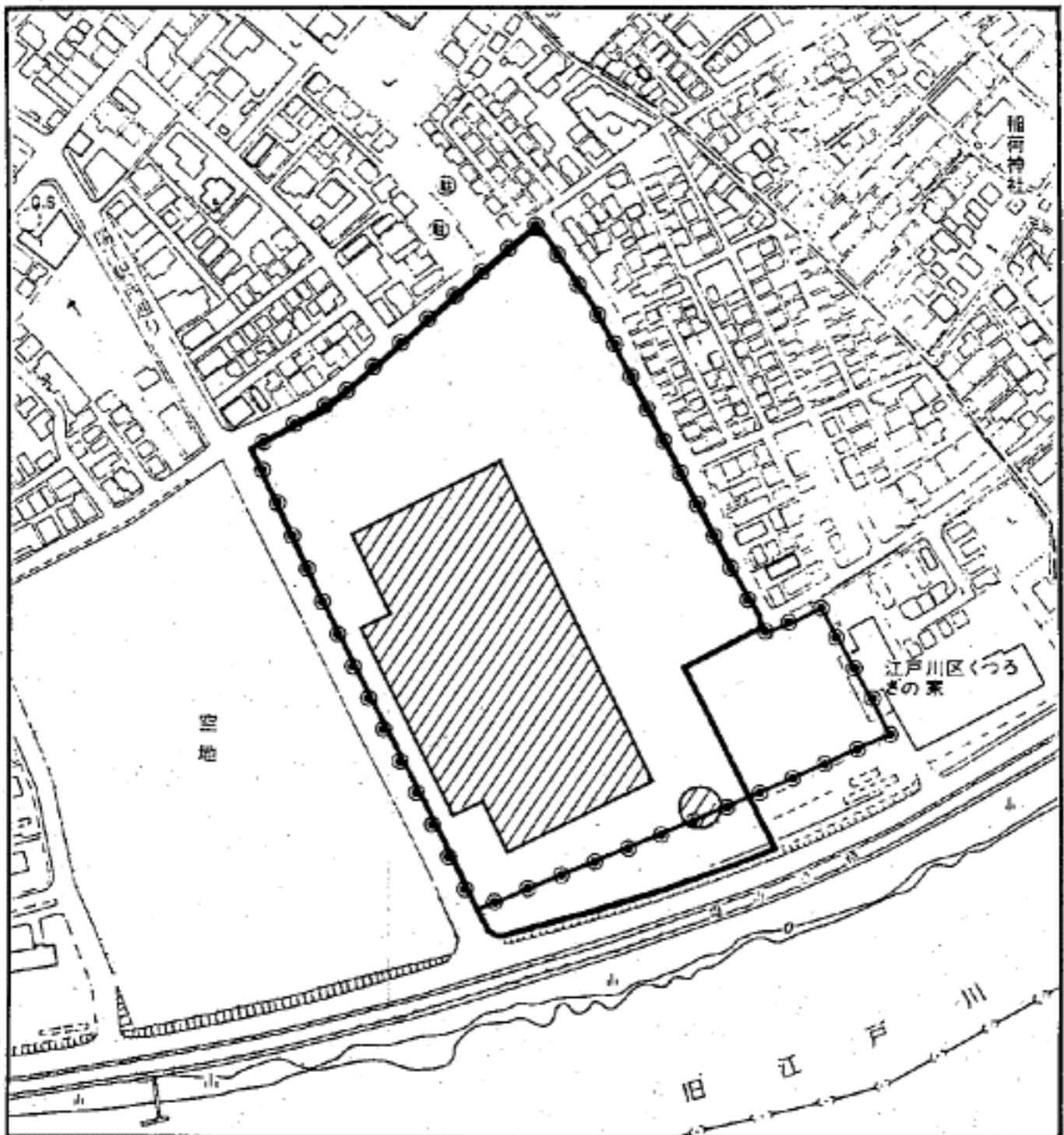


工場敷地



0 500 1000 m  
1:25,000

図2.2-1 対象事業の位置



凡例



計画工場敷地



既存工場敷地



0 50 100m  
1:2,500

図 2.2-2 対象事業の区域

## 2.2.2 計画の内容

### (1) 施設配置計画

施設計画の概要は表2.2-1に、施設の配置計画は、図2.2-3に示すとおりである。

表2.2-1 施設計画の概要

施設		面積	計画の概要
建築物等	工場棟	約8,700m <sup>2</sup> (建築面積)	構造形式: 鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ: 約26m (一部約28m)
	付属施設	約250m <sup>2</sup> (建築面積合計)	計量棟、倉庫、洗車設備等
	煙突	約180m <sup>2</sup> (築造面積)	構造型式: 外筒鉄筋コンクリート造 高さ: 150m
構内道路・駐車場等		約13,270m <sup>2</sup>	構内道路、駐車場、その他
緑地等		約5,600m <sup>2</sup>	敷地接道部緑地及び緩衝緑地等
合計		約28,000m <sup>2</sup>	

### (2) 焼却設備計画

焼却設備の主要項目は、表2.2-2に示すとおりである。

表2.2-2 焼却設備の主要項目

項目	焼却設備(プラント)計画の内容
処理能力	600トン/日 (焼却炉 300トン/日・炉×2基)
処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉
処理対象ごみ	可燃ごみ
運転計画	・ 1日24時間の連続運転 ・ 600トン/日 焚却
搬入ごみ量	700トン/日 (週6日搬入)

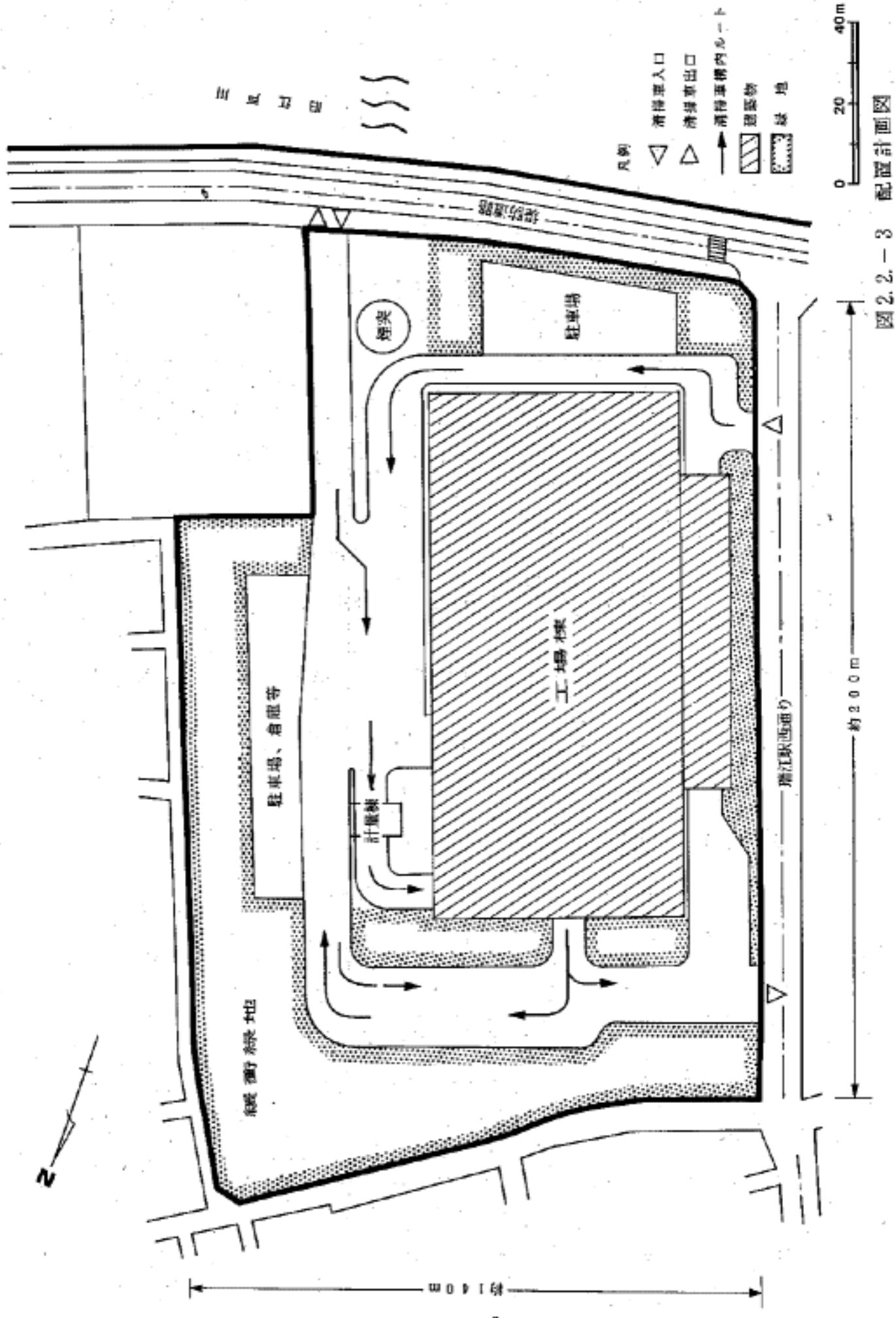


図2.2-3 配置計画図

### (3) 車両計画

ア. ごみの収集区域

江戸川区及び近隣区

イ. ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日の朝8時～夕方5時

ウ. 車両台数

清掃車の台数は表2.2-3に示すとおりである。

表2.2-3 搬入車両台数

車両	車種	台数
清掃車	ごみ収集車	普通車 650台
	灰搬出車	大型車 20台

注) 1. ごみ収集車は、新小型車(4m<sup>3</sup>車)換算台数である。  
2. 灰搬出車は、ダンプトラック(10m<sup>3</sup>車)とした。

### 2.2.3 工事計画

建設工事の期間は、平成4年2月の着工後、約48か月を予定している。

建設工事の主な工種は、建物・煙突解体工事、山留め・杭及び地盤改良工事、掘削工事、く体・仕上工事、プラント工事、外構工事である。

### 2.2.4 環境管理に関する計画等の配慮

東京都は、21世紀に向けて快適な環境をつくりあげていくために、昭和62年度に「東京都環境管理計画」を策定している。また、当工場の位置する江戸川区では、21世紀の江戸川区像を設定し、それを実現すべく、昭和61年度に「江戸川区長期計画」を策定している。本事業である江戸川清掃工場の建替計画に当たっては、この「東京都環境管理計画」及び「江戸川区長期計画」の基本方針を十分考慮した。